

7. その他

- (1) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと。
- (2) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは契約規則第21条第2項により落札金額を1年あたりの額に換算した額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
- (3) 提出済みの入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書への記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
- (5) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額を1年あたりの額に換算した額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
- (6) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約締結を行わないものとする。